

令和8年度ベンチャー企業海外展開支援事業業務委託仕様書

第1 委託事業の目的

本県から世界に挑戦するベンチャーの創出・育成に向けて、ニューヨークを拠点に活動する Entrepreneurs Roundtable Accelerator（以下、ERA）と連携し、茨城発ベンチャーが海外で資金調達、事業連携等を行うことができる仕組みの構築を目指すもの。

第2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

第3 委託業務の内容

本事業で実施する主な業務は以下のとおりとする。

1 支援対象企業への事前指導

- (1) 県は本事業において支援対象となるベンチャー企業を公募する。
- (2) 支援対象企業の選考方法及び選考基準は県と協議の上決定し、支援対象企業の選定は ERA と連携して行うこと。
- (3) 支援対象企業に対しては、ERA と連携のうえ、英語でのピッチトレーニングやピッチ資料の作成等について2～3週間程度事前指導を行うこと。

2 海外でのアクセラレーションプログラムの実施

- (1) 支援対象企業に対しては、以下の内容を含む1週間（月曜から金曜までの5日間）程度のアクセラレーションプログラムを実施すること。
(内容) ピッチ資料の作成指導、ピッチ手法の指導、ワークショップ、メンターによる1 on 1 ミーティング、ピッチイベント
(場所) 米国
- (2) プログラムの実施にあたっては、ベンチャー企業の海外展開に知識と経験を持つ ERA と連携することとし、ERA のメンター3名程度により実施すること。
- (3) 海外の投資家や VC 等が多数参加出来る会場を確保すること。
- (4) 滞在期間中に参加可能なスタートアップ関連イベント情報を収集し、事前に支援対象企業に情報提供すること。
- (5) 本契約に基づく現地プログラムの実施に当たり、受託者は、現地でのプログラム管理を適切に行うための人員を配置するものとする。
- (6) プログラム終了後、参加企業がさらなる成長ができるよう、フォローアップを実施すること。

3 業務報告書の作成及び提出

委託業務が終了したとき又は事情変更、契約違反による契約の解除があった際は、成果を記載した実績報告書及び収支決算書を、委託業務終了の日から起算して14日を経過した日又は令和9年3月31日までのいずれか早い日までに県に提出すること。

4 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、県と十分に協議しながら実施すること。
- (2) この仕様書に定めるもののほか業務の実施に必要な事項や仕様書の内容に関し疑義が生じたときは、その都度、県と協議の上、決定する。
- (3) 経費の区分及び委託事業に係る使用可能な経費は別紙のとおりとする。
- (4) 本事業に係る経費は、証拠書類に基づき精算する。
- (5) 会計帳簿や労働関係帳簿類を整備し、当委託事業に係る経費等を明確にすること。
- (6) 本事業は、国の交付金（地域未来交付金）を活用した事業であり、会計検査院の实地検査等の対象となる。会計帳簿等は事業終了後5年間保管すること。
- (7) 本契約に基づき ERA に再委託を行う場合、その支払いは、再委託契約締結時および業務完了時の2回に分けて行うことができる。2回の支払額の円貨換算額の合計が、見積書に記載された ERA への再委託料（円貨）を超える場合、受託者は、その超過額（付帯する経費を含む）に基づく契約の変更を県に協議することができる。

【ERA 概要】

- ・ 主要産業にわたる 500 人以上の専門投資家、技術者、マーケティング担当者、顧客獲得ストラテジスト、営業幹部など、強力なメンター・ネットワークを持つニューヨーク市にフォーカスしたアクセラレーター。
- ・ アーリーステージのベンチャー企業を早期に発展させる集中的なプログラムを提供。
- ・ 関わったスタートアップは2億ドル以上を調達。
- ・ 2019年に茨城県と「スタートアップ支援に関する覚書（MOU）」を締結。

別紙

区 分	使用可能な経費
1 人件費	<ul style="list-style-type: none"> ①支援企業の選定 ②国内での事前指導 ③海外でのアクセラレーションプログラムの実施 ④その他本業務の目的を達成するために必要と認められる経費 (事前に県に相談すること)
2 事業費	<ul style="list-style-type: none"> ①支援企業の選定、事前指導に係る経費 (旅費、広報費、使用料及び賃借料、消耗品費等) ②海外でのアクセラレーションプログラムに係る経費 (旅費、現地交通費、宿泊費、海外旅行保険等) ③海外アクセラレーター謝金 ④海外でのネットワーキングに係る経費 (会場費、VC 集客費等) ⑤その他本業務の目的を達成するために必要と認められる経費 (事前に県に相談すること)
3 一般管理費	上記1～2の経費の合計の20%以内